防犯灯の使用に関しての留意点

⚠安全に関するご注意

●照明器具には寿命があります。設置して10年※経つと、外観に異常がなくても内部の劣化は進行しています。点検・交換してください。
●ご使用の前に、「取扱説明書」をよくお読みいただくか、お買い上げの販売店または専門施工店にご相談の上、正しくお使いください。
●商品には安全にお使いいただくための注意シールが貼ってあるものがあります。ご使用の際はご確認の上、正しくお使いください。
●「安全に関するご注意」については、巻末の「照明器具の正しい使い方」にも記載しておりますので、ご一読ください。▶D5頁

※使用条件は周囲温度30℃、1日10時間点灯です。(エバーライトの場合10年 :使用条件は周囲温度30℃、1日10時間点灯です。)

■下記の使用禁止場所や施工内容をお守りください。誤って使用されますと器具落下、感電、火災などの原因となります。
また、照明器具には個別の注意事項がありますので、承認図などでご確認ください。

防犯灯の使用禁止場所

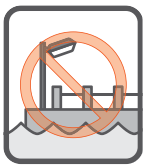

海岸地帯※1または塩素を使用している屋内プールなど
(耐食処理を施した照明器具・アーム・ポールは使用できます。)

※1 海岸地帯の目安は ▶D11頁 を参照

湿度の高い場所や腐食性ガスが発生する場所

防犯灯の施工時のご注意

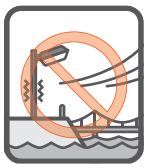

設置場所の風の影響に適した耐風速仕様の器具をご使用ください。

※電力柱、鋼管ポールに取り付けの場合は、適合のオプションをご使用ください。

防犯灯

あかりで創る街のセキュリティ エリアルクス AreaLux

商品WEBサイト エリアルクス

安全・安心の街づくりのために「照明」ができること。

近年、安全神話の崩壊が叫ばれる中、犯罪を少しでも減らして地域住民、特に高齢者・女性・子供が、安全・安心に暮らせる街づくりのために、全国で住民・自治体・警察が連携して防犯推進運動を展開しています。
当社は「AreaLux(エリアルクス)」の考え方を基に「照明」による環境の整備を推進し、あなたの街の防犯対策をお手伝いいたします。

ひったくり・自動車盗難は夜間に多発しています。

あなたの街は、夜道が暗くて不安を感じることはありませんか?
ひったくりやちかん、自動車盗難で危険を感じることはありませんか?

■ひったくりの時間帯別発生状況

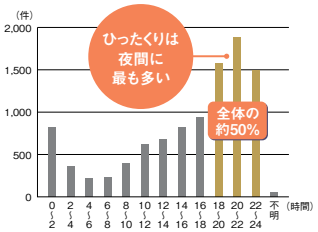

■自動車盗難の時間帯別発生状況

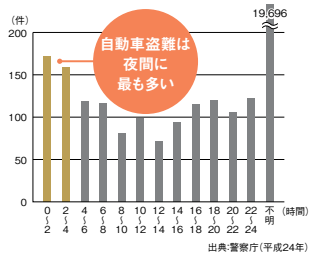

出典:警察庁(平成24年)

あかりで創る街のセキュリティ
エリアルクス AreaLux

「犯罪不安の多くは道路周辺の暗がり」
▼
「ただ道路を明るくするだけでは犯罪不安は軽減できません」
▼

あかりによる防犯対策は、『場所ごとに応じた、適切なあかりを得ることが重要です』

街の様子が見えること。それが照明にできる安全への第一歩。
道路・交差点、駐車場、公園、学校周辺など、それぞれの場所に応じた、適切な明るさの基準があります。その基準をクリアするとともに公園、駐車場など道路周辺の暗がりを無くすことが重要です。

「あかりがあるのになぜか不安」

多くの人が道路周辺の暗がりにさまざまな不安を感じています。

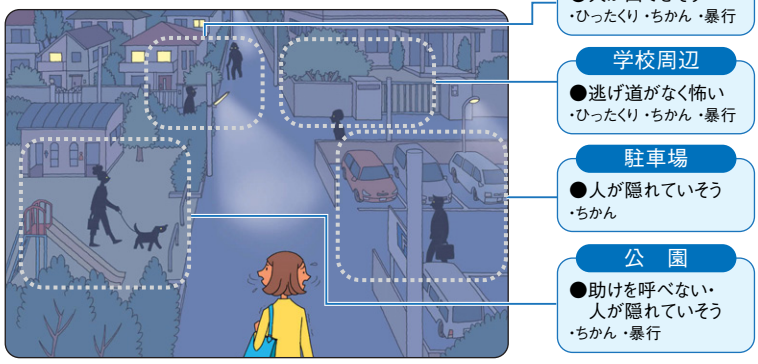

「道路の周辺も明るく安心」

まちの様子が見えることで不安を軽減します。

防犯街づくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項

第2留意すべき事項　1 「人の目」の確保(監視性の確保)

多くの人の目(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかも知れない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、具体的には、以下のような事項に留意する。

(1)照度
① 基本的事項
イ 夜間において人の行動を視認できるよう、道路、公園、駐車場(※1)、駐輪場等の公共的な空間において、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度(※2)を確保することが望ましい。
ロ 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度(※3)を確保することが望ましい。

(参考)
※1 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、自動車の車路の路面 10ルックス以上／自動車の駐車の用に供する部分の床面 2ルックス以上と規定している。
※2「人の行動を視認できる」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度(地面又は床面における平均照度。以下同じ。)が概ね3ルックス以上必要である。
※3「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルックス以上必要である。

防犯まちづくり関係省庁協議会より